

要 請 書

厚生労働大臣 後 藤 茂 之 様

ストップ！生活保護基準引下げ行政処分取消請求訴訟原告団・弁護団
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

2021年5月25日、熊本地方裁判所民事第3部（中辻雄一郎裁判長）は、ストップ！生活保護基準引下げ行政処分取消請求事件において、保護費引下げ処分を取り消すという原告らの請求を認容する判決を言い渡した。

本訴訟は、熊本県内の生活保護利用者49名（提訴時）が、熊本県及び各自治体を被告として、2013年8月に行われた生活保護基準の引下げを理由とする保護変更決定処分（生活保護費引下げ）の取消しを求めた裁判である。

同種訴訟は全国29地裁で提訴されているが、保護変更決定処分の取消しを認容した判決は、2021年2月22日の大阪地裁判決に続き2件目である。

本判決では、ゆがみ調整について、生活保護基準部会による検証結果を増額分についても一律に2分の1にした際に専門的知見に基づく適切な分析及び検討を怠ったとして、厚生労働大臣の判断過程及び手続に過誤欠落があると判断した。

さらに、デフレ調整についても、特異な物価上昇が起こった平成20年を起点としたこと、生活扶助相当CPIという独自の計算により、被保護世帯の消費の実態とはかけ離れた物価下落率を算定したことについても、専門的知見に基づく適切な分析及び検証を行うことが必要であり、これを経ずにデフレ調整を行った厚生労働大臣の判断過程及び手続に過誤欠落があると判断した。

本判決は、原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、厚生労働大臣が行った生活保護基準引下げには裁量権の逸脱・濫用があると認定した。これは、裁判所が厚生労働大臣の恣意的な判断を許さないとの態度を示したものであり、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を具体的に保障するという点において極めて重要な意味を持つものである。

本件生活保護基準引下げにより生活への大きな被害を受けた全ての生活保護利用者の被害回復は急務である。生活保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼすものであり、格差と貧困が拡大固定化する中で、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性が益々高まっている。

私たちは、国の違法を厳しく断罪した本判決をふまえて、以下のとおり要請する。

記

- 1 被告各自治体に控訴しないよう指導し、2013年8月の引下げ前の生活保護基準に直ちに戻すとともに、違法に保護費を下げられた生活保護利用者に真摯に謝罪すること。
- 2 生活保護基準の見直しの際には、透明性が確保された再検証可能な方法により、生活保護利用者の意見を反映させる措置を講じること。
- 3 コロナ禍の下、生活保護の役割が高まっている状況に鑑み、制度の広報、申請権保障、扶養照会の廃止、補足性の原理緩和等を通じてその積極的活用を促すこと。

以 上